

4. 船舶安全管理システム規則及び船舶保安システム規則における改正点の解説 (証書の有効期間の延長)

1. はじめに

2011年11月1日付一部改正により改正されている船舶安全管理システム規則及び船舶保安システム規則(外国籍船舶用)中、証書の有効期間の延長に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2011年11月1日から適用されている。

2. 改正の背景

本会では、国際安全管理(ISM)審査及び国際船舶港湾施設保安(ISPS)審査において、更新審査完了の際は、IACS手順要件No.9の3.1.4項に基づき短期証書を発行する取扱いとしていた。これに対し、ISMコードB部13.13項

及びISPSコードA部19.3.4項では、それぞれ証書の有効期間満了日までに新たに証書を発行できない場合には、証書の裏書欄に署名をすることにより5ヶ月の有効期間の延長が認められる旨規定されているため、これに基づき関連規定を改めた。

3. 改正の内容

外国籍船舶におけるISM審査及びISPS審査の更新審査完了時に、証書の有効期間満了日までに新たに証書を発行できない場合は、証書の有効期間を5ヶ月延長することができる旨、船舶安全管理システム規則2.3.2-5.及び船舶保安システム規則2.3.3-2.に追加した。

5. 事業所承認規則における改正点の解説 (救命艇、進水装置及び負荷離脱装置の整備事業所)

1. はじめに

2011年6月30日付一部改正により改正されている事業所承認規則(外国籍船舶用)中、救命艇、進水装置及び負荷離脱装置の整備事業所に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は2011年6月30日から適用されている。

2. 改正の背景

救命艇、進水装置及び負荷離脱装置の保守、試験及び点検については、SOLAS条約第III章第20規則に基づき、IMO指針MSC.1/Circ.1206/Rev.1及びIMO暫定勧告MSC.1/Circ.1277に従い、主管庁に承認された整備事業所で実施することが推奨されている。また、一部の整備事業所からも本会の事業所承認を取得したい旨の要望を受けていることから、当該装置等の的確な保守、試験及び点検を行う整備事業所に関する要件を、MSC.1/Circ.1206/Rev.1及びMSC.1/Circ.1277を参考に定めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 規則3編1章1.1.1-1.(8)において、事業所承認規則に基づくサービスの提供事業所として、救命艇、進水装置及び負荷離脱装置の整備事業所を追加した。また、

規則3編10章において、当該整備事業所の承認要件を新たに規定した。

- (2) 規則3編10章10.2.1において、IMO MSC.1/Circ.1206/Rev.1及びCirc.1277に基づき、救命艇、進水装置及び負荷離脱装置の整備事業所にあつては、当該装置等の整備手順(整備の準備を含む)、整備中に発見された欠陥の記録手順、整備結果の国会検査員への報告手順、国会検査員による検証手順及び整備記録書の発行手順について文書化された作業手順書を作成しなければならない旨規定した。
- (3) 規則3編10章10.3.1-1.において、IMO MSC.1/Circ.1206/Rev.1及びCirc.1277に基づき、救命艇、進水装置及び負荷離脱装置の整備を実施する技術者及びその監督者にあつては、当該装置等の構造、整備手順、使用する装置の操作方法、最新のSOLAS条約/LSAコード、国会規則要件、各国政府の特別要件及びIMO MSC.1/Circ.1206/Rev.1に基づく適合声明書の発行手順に関し、十分な知識を有する者でなければならない旨規定した。
- (4) 規則3編10章10.3.1-2.において、IMO MSC.1/Circ.1206/Rev.1及びCirc.1277に基づき、規則3編1章1.2.2に定める教育・訓練手順書には、当該装置等の構造、整備手順、使用する装置の操作方法、最新のSOLAS条約/LSAコード、国会規則要件、各国政府の特別要件及びIMO MSC.1/Circ.1206/Rev.1に基づく適合声明書の発行手順に関する知識を習得するための手